

全体実施設計『信濃川左岸流域地区』 事業計画(案)の紹介

1. 事業地区の概要

本地区は、昭和 21 年度から昭和 39 年度にかけて実施した国営信濃川左岸土地改良事業により小千谷頭首工を始めとした取水施設や幹線用水路等が整備され、安定した農業経営が営まれることとなりました。

その後、施設の老朽化や営農形態の変化に対応するため、昭和 54 年度から平成 7 年度にかけて国営信濃川左岸二期土地改良事業を実施し農業生産性の向上を図ってきたところです。



主要取水施設の小千谷頭首工

2. 地区の課題

本地区の課題は大きく分けて以下のとおりです。

- ① 小千谷頭首工において、一級河川信濃川水系信濃川の河川形状の変化に伴い河川水位が低下し、計画取水水位を確保できない状況があり、不安定な取水を余儀なくされています。
- ② 幹線用水路の一部区間において、一級河川信濃川水系茶郷川と兼用しており、適正な送水管理に支障が生じています。
- ③ 幹線用水路等の一部は、造成から約 50 年が経過しており、コンクリート構造物の欠損等による機能低下が発生しています。

①小千谷頭首工の不安定取水



②茶郷川との兼用



③施設の機能低下

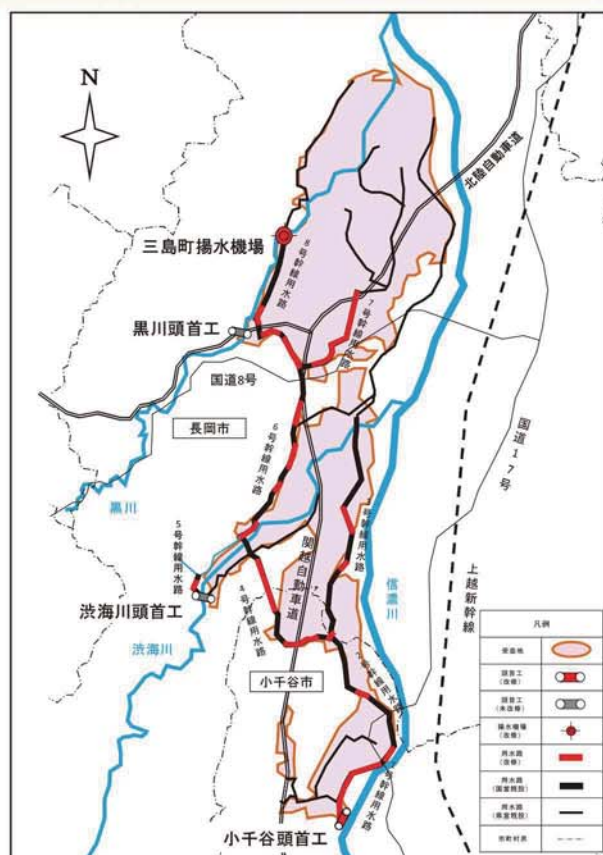


3. 事業計画の概要

本事業では、幹線用水路等の改修を行うとともに、幹線用水路と茶郷川を分離し水利システムの再編を行い、また、頭首工における安定取水対策を行います。

これらの整備により、農業用水の安定供給、維持管理の費用と労力の軽減及び水管理の合理化を図り、農業生産性の維持向上、農業構造の改善及び農地集積の促進に資するものとしています。

関係市町	新潟県長岡市・小千谷市（2市）
受益面積	4,501ha（水田4,501ha）（H27.4.1時点）
総事業費	200億円
事業工期	H29～H37
主要工事	小千谷頭首工（改修）1箇所 三島町揚水機場（改修）1箇所 幹線用水路（改修）13km 水管理施設（改修）一式



4. 今後の予定

国営事業の着工までの主な流れは、次のとおりで、平成 28 年度後半から土地改良法の規定に基づき進める予定です。

地域住民への意見聴取

申請人は、市長との協議の前に、地域住民の意見を聴くため、関係市において計画の概要を公告し縦覧します。縦覧後は、計画の概要について関係市長と協議します。

事業計画の概要公告と申請の同意

申請人は、事業計画の概要、負担区分の予定及び地元負担の予定基準、その他必要な事項を公告し、農家の皆様から事業申請の同意を得ます。

事業施行の申請

申請人は、申請書に事業計画の概要及び同意があったことを証明する書面等を添付して、県知事を経由して農林水産大臣に事業施行の申請を行います。

事業の着工

施行申請を受けた農林水産大臣は、関係機関との協議を経て適否の決定を行い、適当と決定したときは事業計画を定めます。

その後、事業計画を定めたことの公告及び事業計画書の写しの縦覧等の手続きを経て事業計画が確定したあとに、工事に着手します。